

四條畷市福祉計画等検討委員会 会議録（障がい福祉課）

日時：平成25年3月25日（月）午後2時15分から午後3時15分

於：四條畷市役所 東別館2階 201会議室

<出席委員> 小寺委員長、福永委員、前原委員、藤原委員、佐木委員、山上委員、村上委員、北川委員、守屋委員、平山委員、築山委員、小野委員、久門委員、矢田委員、大滝委員、森委員（順不同）

<案件>

- ①平成24年度のなわて障がい者プラン・障がい福祉計画の進捗状況について
→資料に沿って、事務局より説明。

<審議の内容>

（守屋委員） 障害者虐待防止法について。一時避難先としてシェルターなどを利用したあと、対象者はどのようなようになっていくか。対応について教えてもらいたい。

（事務局） 障害者虐待防止法の対象は、基本的には18歳から65歳未満までの障がい者となっている。虐待の通報は、開庁時であれば障がい福祉課に電話がつながる。通報を受ければ、まずは管理職を含む複数職員で、コアメンバー会議を行い、対応方針を協議し事実確認を行う。その後、対応方針検討会議を行い、すぐに保護が必要な状態かなど、対応について検討を行う。その結果、避難が必要となれば、必要な施設に措置するなどとなる。その後は、どのような対策をすれば自宅に帰れるのか、法律では虐待の予防や早期発見はもちろんのこと、虐待をした養護者に対してもカウンセリングなどの支援が必要とうたわれているおり、その点も含めて、対応していくこととなる。現段階までのケースでは、緊急保護が必要となったケースはない。事実確認の結果、経過を見ながら時間をかけてフォローしていくことが必要なケースなどが上がってきている。たとえ、いったん施設に措置になったとしても、ずっと施設というわけではなく、何が本人にとってよいのか、本人に合った対応を取っていく必要がある。

（大滝委員） 虐待の通報に関しての対応時間は、365日、24時間対応となっているのか。

（事務局） 虐待防止センターの連絡先は、市の代表電話番号になっている。開庁時は障が

い福祉課につながる。閉庁時は庁舎管理員につながり、通報者の連絡先を聞いてもらうなど受付対応を行ったあと、庁舎管理員から障がい福祉課職員に連絡を入れてもらい、職員から通報者に折り返しの電話をし、対応するとの流れになっている。夜間などでも緊急時は対応を行うが、緊急でない場合は、開庁時に連絡をいただけるほうがスムーズに対応ができる。

(佐木委員) 虐待対応に関しては、人権の問題もある。虐待を受けている人の人権を訴えることも必要であり、総合的な対応が必要。就職支援は、必ず行う。例えば、母と子がシェルターに避難した場合など、母への就職支援を行い、自立した別の生活にもっていくケースもある。人権政策課とのパイプはどうなっているか。

(事務局) 必要に応じて、人権政策課とも相談させてもらっている。障がいとDVがからんでいるケースなど、複雑な場合もある。自立支援協議会の中でも、虐待対応に関することを検討する会議を開催する必要があると考えているが、現在は未開催。

(佐木委員) DVの場合など、住民票の異動などが問題となるケースもある。市民課との連携も必要である。

(山上委員) 虐待ケースの中には、困難事例もある。24時間受け付けるという対応は、障がい福祉課だけでは無理だと思う。地域の方からの相談も多いと思われるため、連絡先を地域、家族にも伝える必要がある。夜中であれば、コアメンバー会議を招集することはできない。誰でも対応できるようなマニュアルが必要。病院や警察との連携も必要である。誰が受けても同じ対応ができるように、警察なら〇〇さん、相談支援センターなら〇〇さんなどと担当者の名前など入ったマニュアルなど作ればスムーズであると思う。人権政策課のみでも対応は難しく、他市や大阪市でも対応は大変であると思う。

(事務局) 庁舎管理員に、職員の連絡先は伝えており、必ず連絡はつく体制にはなっている。マニュアルは、大阪府と市町村職員が共同で作成したものがああり、それを活用している。警察も協力的で、現在までの通報の内の1件は警察からの通報であり、密に連絡を取り合い、対応している。現時点での通報は3件で、まだまだ啓発が足りないと感じており、今後も啓発も含めて積極的に取り組んでいく。また、個別のケースの積み重ねで、個別対応等についての職員の力量向上も図っていききたい。

(山上委員) 地域との連携は大切である。民生委員は、よく地域を知っている。民生委員にも、連絡先を渡しておくことは必要ではないか。また、特定相談支援事業所を早く立ち上げることも必要。それによって、市のケースワーカーの負担も減り、やりやすくなると思う。

(事務局) 民生委員以外でも、地域との連携は大切であると考えている。実際には、市役所などに直接相談に來れない方もいる。地域での気になる人や気になることなど、できるだけ市や相談支援センターに相談してもらえよう、民生委員協議会でチラシを配布し、依頼している。プランに関しては、現在は、市のケースワーカーが調査時などに聴き取りをし、作成している。平成27年度までに全利用者にプランを立てないといけないため、特定相談支援事業所の整備が必要。必要なサービスがきちんと利用してもらえよう、相談支援を強化していきたい。

(佐木委員) 聴覚障がい者のコミュニケーション手段として、手話のできる人が必要である。対象者が、自分のことをうまく伝えられるよう支援することが必要。相談支援センターに、手話のできる職員が必要であると思う。

(前原委員) 相談機関として、障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、子育て総合支援センターなどがあるが、聴覚障がい者が直接相談できる場所がない。あちこちのセンターに、手話のできる職員を配置してもらえればと思う。

(事務局) 手話は、聴覚障がい者にとって必要なコミュニケーションの手段である。現在は、手話通訳は障がい福祉課のみの配属となっており、相談支援センターあとからゆっくりには、手話通訳がいる日もあるという状況。基本的には、各センターなどに手話のできる職員がいるのがベストであると思うが、現状では、対象者が相談などで必要なときには、手話通訳派遣事業を活用してもらっている状況である。なるべく事前に依頼してもらうのが前提だが、通院などの緊急の場合でも派遣はしている。しかし、登録の手話通訳者はあまり増えていない実態もある。手話講習会など開催はしているが、やり方を考える必要はある。

(山上委員) 障害者総合支援法に対する体制整備はどうなっているのか。平成27年までに、全サービス利用者にプランを立てることが必要。四條畷市でも、手帳所持者は2,600人ぐらいはいるはず。多数の方が、計画を必要としている

と思われるが、間に合うのかどうか。

(事務局) 現状において、絶対に立てられるとは言えない。しかし、法で決まっていることでもあり、そうしていかないといけないと考えている。現在特定相談支援事業所の整備について各事業所に働きかけを行っており、整備していくと共に、障がい福祉課においては、適切なケアプランが作成されるよう、一緒に勉強をしたり、指導できるようにしていきたい。

(森委員) 親である介護者の高齢化などで、自宅で介護ができなくなった場合、障がい当事者が施設入所を拒否した場合など、対応はどうか。

(事務局) 本人が、どう希望するか、どういう状況かによって異となるが、施設入所、自宅でヘルパーなどを利用するなど、いろいろな方法がある。介護者である親が急に入院となった場合など、本人も準備ができておらず、対応に困った事例もある。親亡き後や、介護者の高齢化に伴う将来の見通しなど、なかなか先のことを考えることは、難しいようにも思うが、一人ひとりのプランを立てるときに、一人で生活できるような準備や、将来を見据えたプランを立てる必要がある。また、本人がいろいろなことを経験して、自己決定ができたり、予防的なかわりも必要だと考える。宿泊体験ができる場など、本人のニーズに合わせて、選択肢を増やせるような準備ができるようなシステムを検討しているところである。

(森委員) ぜひ早急に検討していただきたい。

(事務局) 介護者の高齢化や、親亡き後の生活については、自立支援協議会の中でも優先課題となっているところである。個別のプランの中でも対応できるよう検討していく。

(佐木委員) 働きたいが就職先がない、ということを知る。作業所などの授産製品を販売する場を2か所確保しているとの話だが、どのようなところで、どのようなものを作っているのか。それが、本人や作業所のうらおいにつながっているのか。また、障害者優先調達法については、どのように考えているか。障がい者の雇用についても、従業員65人以上の会社で1人雇用するということから、50人以上で1人の雇用が必要になった。地方自治体、市では2.1%の雇用率の達成が必要。市内にどれだけの企業があるのか、実際にどれだけ障がい者が雇用されているのか、調査すべきである。

(事務局) 障がい者就業・生活支援センターが、具体的な就労の支援を行っており、高い割合で就職に結びつけてもらっている。生活介護、就労継続B型事業所については、就職までは難しい場合が多いため、作業に対する工賃という形となる。工賃向上のために、授産製品の販売場所を確保するなど、いろいろな仕事を取ってきている。例えば、夢丸工房ではパンの製造、ハニコウムではクッキー、石鹸などの製造・販売、さつき園では電線マンの取り組みなど、各事業所で努力をしている。市としては、販売場所の確保、就職体験の場として庁内インターンシップの受け入れなどを行っている。工賃向上にはなかなか結びつかないのが現状ではあるが、市としてはいろいろなバックアップをすることが必要であると考えている。優先調達法に関しては、平成25年4月から施行される。これに伴い、市でも調達方針を定める必要がある。国の指針が示されたあと、府の指針が出る予定で、それに基づき市も計画を出す。しかし、1月に出る予定であった国の指針が遅れており、まだ出ていない現状である。国、府の指針を受け、市も指針を作成する予定。物品等の調達にあたっては市内の事業所を利用したいが、市内の事業所で作成しているものなどから調達できるものがあるかどうかは検討が必要。障がい者の雇用率に関しては、ハローワークが把握している。未達成の事業所もハローワークが把握しているが、事業所別では公表しておらず、悪質なら指導・公表することと聞いており、市ではなく、ハローワークでの対応の範疇かと思われる。

(小寺委員長) 障がい者の雇用に関わっている。各市でも、優先調達法への対応で市内の事業所を洗い直している。雇用に関しては、ハローワークが核となるが、四條畷では中小企業が多いため、雇用率の義務を果たさなくてもよい企業が多いのではないか。指定管理者制度では、市も関わっており、障がい者の雇用についても盛り込まれている。発注している企業などについて呼びかけを行い、登録に際して雇用率達成を課していくことも考えられる。実態を調べることも大切であり、市としても主体性を持って考えていくことが必要である。法改正によって、精神障がい者も位置づけられるようになった。体制を考えてもらえればと思う。

(事務局) 指定管理者に関しては、雇用率の達成も条件に入っている。障がい者の就労支援については、自立支援協議会就労支援部会で引き続き検討を行っていく必要がある。

(佐木委員) 現実には厳しい。そつのない答えより、より実態を把握し、できるところから

取り組み、成果を上げるようお願いしたい。